

豊橋市民センター利用料金の改定について

令和8年6月30日

本日、公の施設の利用料金の改定に関する条例が公布され、令和 9 年 4 月 1 日に施行されます。
（見直しの内容）
・施設利用者とそれ以外の者との負担の適正化を図るとともに、将来の維持管理・更新にかかる世代間の負担の公平性を担保する。
・施設利用の時間区分間に隙間時間がある場合の、区分を連続して利用する際の当該隙間時間の利用料金について規定する。

これにより、令和 9 年 4 月 1 日以降の利用料金については、下表に掲げる額の範囲内において、豊橋市民センター指定管理者が市長の承認を得て定めます。
※正式な利用料金の額は、令和 9 年 1 月以降に決定する予定です。

指定管理者が定める利用料金の額が決定する前に料金をお支払いいただく場合は、下表の「限度額（上限額）」を納付していただきます。
なお、正式な利用料金の額と納付済みの額との間に差額が生じた場合でも、その差額を還付（返金）することはできませんので、あらかじめご了承ください。

【令和 9 年 4 月 1 日以降の利用料金の限度額（上限額）】

				隙間時間が含まれる新たな料金設定			(参考) 隙間時間の利用料金	
区分 \ 時間	①午前	②午後	③夜間	全日 (①+②+③+④+⑤)	午前+午後 (①+②+④)	午後+夜間 (②+③+⑤)	④午前～午後隙間	⑤午後～夜間隙間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで
多目的ホール	17,130円	22,980円	17,130円	68,670円	45,810円	45,840円	5,700円	5,730円
	(5,710円)	(7,660円)	(5,710円)	(22,890円)	(15,270円)	(15,280円)	(1,900円)	(1,910円)
大会議室	15,120円	20,100円	15,120円	60,390円	40,260円	40,230円	5,040円	5,010円
	(5,040円)	(6,700円)	(5,040円)	(20,130円)	(13,420円)	(13,410円)	(1,680円)	(1,670円)
中会議室	11,790円	15,780円	11,790円	47,220円	31,500円	31,500円	3,930円	3,930円
	(3,930円)	(5,260円)	(3,930円)	(15,740円)	(10,500円)	(10,500円)	(1,310円)	(1,310円)
小会議室	5,310円	7,020円	5,310円	21,150円	14,100円	14,070円	1,770円	1,740円
	(1,770円)	(2,340円)	(1,770円)	(7,050円)	(4,700円)	(4,690円)	(590円)	(580円)
ミーティングルーム	2,460円	3,270円	2,460円	9,810円	6,540円	6,540円	810円	810円
	(820円)	(1,090円)	(820円)	(3,270円)	(2,180円)	(2,180円)	(270円)	(270円)

※上段は収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金です。